

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF  
CONSTRUCTION AND ECONOMY

# 研究所だより

No. 39

'92 4

## CONTENTS

I. ヨーロッパ建設市場	——市場統合に向けて——	.....	1
II. 環日本海経済圏研究会より		.....	12
III. ニューヨーク事務所から		.....	21
	—— 建設業の失業率上昇 ——		
	—— 私有財産の制限と州法の合憲性 ——		



RICE

財団  
法人

# 建設経済研究所

〒106 東京都港区麻布台二丁目4番5号 ムニック39森ビル

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

保存用

## I. ヨーロッパ建設市場 ——市場統合に向けて——

当研究所と親交の深いイギリス レディング大学のロジャー・フ  
ラナガン教授より、当教授が発表した上記の題のレポートを頂い  
た。E C統合を目前にしての、E C各国の建設業の動きや中東欧諸  
国の抱えている問題点など、興味深い内容となっている。ここに全  
文を掲載したい。

今日、世界の建設市場は①欧州、②日本、③米国の“3極構造”  
でとらえるのが妥当である。主要3地域への極度なまでの市場集中  
は、世界の建設業界（コントラクター及びコンサルタンツ）にとっ  
てかつて無い激烈な市場競争を招いている。

建設市場について言えば、欧州、日本及び米国の三大市場は、人口では合  
計で全世界のわずか15%に過ぎないにもかかわらず、国内生産だけでもグロ  
ス合計で、全世界の60%に及んでいる。建設業は総生産に占める率も高く重  
要産業であり、1990年の建設投資額（生産高）を見ると、米国で4,350億  
ドル（約57兆円）、日本が4,200億ドル（55兆円）、そして欧州が4,650億  
ドル（約61兆円）であった。この数字は、①為替変換レートの差、②国に  
よって建設投資に含む対象がやや異なる点、の二点により解釈には若干注意  
を要する。

欧州では他の二大圏域とは異なり二つの方向の競争を抱えている。一つは  
外に対しての、世界における他国との競争であり、もう一つは欧州内部にお  
ける多数の国々の間での競争である。米国にしろ日本にしろ同一の文化や同  
一言語社会において、単一市場の中で企業同志が競争し合っているに過ぎな  
い。それに引き替え欧州は、内の中に20余りの国を抱え、更に再度線引きし  
た様なまるでジグソーパズルの如くである。

欧州の民族はそれぞれ異なったルーツに従い、社会政策、経済、実業、住  
宅そして文化等において異なった価値観を持っている。欧州のバラツキ模様  
について言えば、G N P（国民総生産）等に関しても極めて不均衡であるこ  
とが指摘できる。ポルトガルやギリシャでは1人当りG N Pは5,000ドル程

度のものであるのに対し、スイスでは、29,000ドルと6倍近くにもなっている。ちなみにスイスは世界でも一番高い。

欧州は今まさに転換期を迎えている。そしてそれは今後10年の世界市場に多大な影響を与えるとんでも過言ではない。欧州各国は明日に繋がる大型プロジェクトに多大な投資を重ねていきつつある。現在既に、欧州には世界に誇る最大級の交通関連プロジェクトが幾つか存在している。英仏を繋ぐザ・チャンネル・トンネル（ドーバー海峡）とデンマークのズーランド島とジャットランド半島を直結するストアービーールド・プロジェクトである。

### 欧州建設市場の推移

国連では、西暦2000年に向けてアジア太平洋圏において、特に人口及び市場が大きく成長していくものと予測している。同様に、今後10年間での統合後の欧州についても大きな成長が期待されている。現在のEC（欧州共同体）は12カ国が加盟しており、人口の総数は3億2,400万人である。現EC各国にとって大きなプレッシャーとなっているのは、富の分割を当てにした中東欧の貧しい国々の加盟による共同体の拡大の可能性である。経済の立ち遅れた東欧圏から既に多くの若者たちが、就業は許されないにも関わらず、ボン、パリ、ブリュッセル、そしてロンドンといった都市に、より良い生活を探し求めて移入して来ている。欧州コメコン諸国は、長く続いた世界経済からの隔離状態から必死に抜け出そうとしているのだ。

これらの国々にとって、インフラの整備、住宅及び住環境の標準化等、乗り越えなくてはならない課題は多く、今後長い道程が続くことであろう。そして、これらの建設事業を進めるには巨額の資金が必要である。しかしこれらの国には、それに費やすことのできる資金は無い。中東欧の多くの国々、例えばポーランドなどは、世界の中で最も負債を多くかかえるラテンアメリカの国々と同じ様な債務国となってしまっている。ハンガリーなども、多くの借入金を既に使い果たしてしまっている状況なのだ。

### 欧州に向けての行進曲

第二次世界大戦が終焉してから、様々なイベントが欧州へ向けてのマーチのごとくに執り行なわれた。これらのイベントを通じてウィンストン・チャーチルは1946年の欧州連合国家を唱え、1957年にはECの通商政策の基礎を定めたローマ条約が締結された。さらに1987年にはEC域内における活

動障壁の廃除（経済市場の統合）に向けて全体が動き始めた。そして、今年1992年12月31日が統合経済圏確立の最終日程とされている。こうした状況下において建設業界のかかえている主な命題課題は果たしてどのようなことなのだろうか？

市場統合によって、ECの外に対して目に見えない多くの通商障壁が築かれてしまうのではないかと、といったEC以外の国々の企業からの懸念の声が聞かれる。しかし、これは有り得ない問題である。世界中どこをとってみても、保護主義とは国のレベル以外には起こり得ないものではないだろうか。文化の違いこそが、目に見える壁も、そして見えない壁も、多くの障壁の根本的要因と言える。例えばドイツには、現状のようなECの中にあってもある種の保護主義が存在する。ドイツの技術者制度は、特定の試験や資格検定を通じての登録制度を採っている。EC市場統合は、貨幣経済面のみならず様々な事象に関して同等を極めることであり、そのためにはより革新的に動かねばならない。しかし、こういった現状内部の問題もさることながら、今のECにとってより深刻な問題は、加盟を望む中東欧の国々にどう対応するかである。

### 建設業と統一市場

欧州内において建設業に従事している者は7百万人に及び、これに伴う直接または間接的な関連業種の従事者は4千万人にのぼる。

欧州の市場は、ドイツ、フランス、イタリア、そして英国によって支配されていると言える。決して全ての欧州の国々の建設市場がリセッションに喘いでいるわけではない。ドイツの市場は最も堅調な成長を続けており1991年には3.5%の建設投資の伸びが見込まれている。西独のここ数年に亘る顕著な経済成長を支えた主要因の一つとして建設業の持つ位置付けは大きい。上昇機運の需要、しかし継続する穏やかな冬の時代、そして常に低い利潤といったところが、どんなに頑張ったところでも、欧州におけるこの業界の揺るがぬ傾向であろう。ドイツの建設会社やコンサルタントについては、これからの市場統合における再建計画によって新たな利益が期待できそうである。5つの民族領域で構成される旧東ドイツでは10%の建設投資の伸びが期待されている。スペインでは1989年に13%、1990年に10%の伸び、そして1991年には9%の伸びと見込まれている。フランスでは、過去4年間を通じて常時4%の成長が続いてきているだけに、1991年の伸びも5%には満たな

いものと思われる。これらの国々とは対照的に、英国の建設投資は今年は10%の落ち込みが予想される。スカンジナビア諸国も英国同様に、今年は厳しい後退に悩まされそうである。例えば、ノルウェーでは15%もの落ち込みが予想される。

長い目でみれば、欧州建設市場の見通しは良好である。建設業にとっての欧州市場の統合効果は、人々が考えている以上に大きい。建設現場というものはそもそも移動させ得るものではなく、その意味からして多くの現場作業は、現地の労働者を使うその地域の専門業者によって請け負われるのが通例である。しかしながら、ファイナンス、マネジメント、デザイン、そして鍵となる資機材の供給といったことは、現地企業のみならず、国境を越えて様々な手段によって、他国の企業からも提供し得ることである。実際、既にかなりの他国からの進出事例が表面浮上してきている。

- ・フランスの建設会社は、市場拡大に大変野心的である。リオネズ・デゾ・デュメ・ブィーグ、それからSAE（ソシエツテ・オーギレル・ダントロプリーゼ）といった企業は欧州における企業の買収や株式取得によって拡大してきている。
- ・ドイツの建設業界では、もっぱら統一ドイツの再建に矛先が向けられている。しかし、企業買収（acquisitions）等も、決して忘れてはならない。ドイツで最大手の建設会社フィリップ・ホルツマン社は、EC内の数多くの建設会社の株を保有してきている。代表的なところでは、英国の建設会社ティルベリー株の29%、それからスペインのホッサ社の50%の株式保有等であり、さらにフランス、ドイツ国内の企業の株も有している。これらの活動目的は、企業間のジョイントベンチャーから生まれる一層優れた専門技術を生かすことにある。具体例として、ホルツマン社、ホッサ社、ティルベリー社の3社は、マドリッド南部のオフィスビル開発をジョイントベンチャーで進めている。
- ・フランス及びドイツの企業は、企業間相互のビジネスで株を取得し合うことに慣れている。しばしばそれは、プレディター（略奪者）のごとき輩に札を渡さないようにするための自衛策とも言える。このように複雑な取引のやり方を、ホッヒティーフ社にしても、ホルツマン社、ディ

ケルホフ社、及びビドマン（ディビダグ）社にしても採っているわけである。ドイツの大手銀行もこれらの会社の株式を保有している。銀行はこれらの株式保有を、キャピタルゲインの源とは見なしていない。むしろ銀行にとっての長期的安定を維持するための商用貸し付けと考えている。

- ・英国の建設会社はと言うと、これまでも常に積極的に海外に進出している。そして欧州の中で、戦略的な企業提携も重ねてきた。しかし英国の建設会社は、企業買収はほとんど行ってきてはいない。

『言語が違い、文化が異なる他国に手を広げるには、多かれ少なかれ現地の企業の株式の取得、企業提携、あるいはジョイントベンチャーという形態が必要である。』という確固とした理論がある。“グローバル・ローカリゼーション”これはソニー会長の盛田昭夫氏が造られた言葉であるが、まさに的を得た考え方、方策と言えよう。そして、建設業にとってのそれは、現地企業の株主になるといった活動を意味する。しかし、そこには思わぬ落とし穴が存在し、これまでも海外の建設業者の買収で失敗した話が多い。問題は何かというと、大半の建設会社については、技術面にしろ財政面にしろ、競合においてどの企業が優れているのかはほとんど判らない、ということである。けれども実は、企業間の差、企業の主たる強みは、マネジメントに在る。建設現場では、各企業はコンクリートを注ぐにも、レンガを並べるにも同一条件での現地の職を用いるわけであり、優位性はそれらの職、技能をいかにマネジメントするかにかかっている。

英国企業の中でも、資材、部材メーカーは外国企業の買収を行ってきている。例えば、ドイツで最大手の瓦会社ブラーズ社の株式の51%は、英国の資材グループ、レッドランドが保有している。欧州では交通関連インフラは、これまでに良好な整備が成されてきたと言える。その結果、フランス北部、ドイツ、あるいはベルギーといったところで作られた屋根瓦も、工場出荷後12時間以内で、英国内の建設現場まで輸送することができる。EC内の関税障壁の撤廃とはすなわち、米国の建設資材産業に匹敵する規模の経済を、欧州において構築することを意味する。既に資材等の選択の幅は更に広がっており、価格傾向としては更なる競争により低下基調にある。また、欧州規格及び欧州コードの統一化が行われると、その先10年で材料供給のあり方自体

が大きく変わって行くであろう。

- ・スウェーデン、フィンランド、デンマークといった国々の建設会社も無視できない。フィンランドでは、人口は 495万人に過ぎないが、ポラー建設、ハーカー、レミンケイネン社といった海外での実績を誇る企業も何社かある。また、多くの企業が長年に亘りソ連でも仕事をしてきており、それらの企業はロック・トンネル、寒冷地域におけるビル建築といった分野での技術開発が進んでいる。同様に、スウェーデンでは、人口およそ 844万人であるが、スカンスカ社、N C C (Nordic Construction Company) といった国際的にメジャーな企業が存在している。必然的に、なぜこれらの国々は自国内の市場が小さいにもかかわらず、外国で多くの成功を納め得たのか、という疑問が起きよう。その答の一部分として言えることは、これらの有力企業だけで国内市場を占有することはできず、その意味で国内市場だけでは、これらの企業を支えるのに小さ過ぎるという点である。それから、これらの国においては特に強い国際化への方向付けがなされている点も上げられよう。一つの事例としてN C Cの戦略などもこれに当てはまる。N C Cはノーストジャーナル・コングロマリットの中核を成しているが、1993年のうちに欧州内で5本の指に入る建設不動産会社になるという計画を掲げている。N C Cは現在の欧州ランキングは、11位となっているが、計画目標達成に向けての一連の株式買収費用として、12億SKr\$クローナ(約 264億円)の投資準備を行っている。
- ・欧州内において、より横断的なジョイントベンチャーも起きてきている。例えばジョンラング(英国)とG T M社(フランス)のジョイントベンチャーにより、民営事業としての英国内のセバール川の橋の建設が進められている。また、ザ・キャナルト・トンネルの建設には5社の英国の建設会社と5社のフランスの建設会社によるコンソーシアムが携わっている。
- ・コンサルティング機関は、加盟各国における登録及び事業認定の問題を抱えている。言語や文化の違い、組織面や技術面での隔たりといった問題を克服するためには、実質的な型で、その国の企業と提携もしくはは

ジョイントベンチャーを組むことが必要である。その地域の事情に詳しいということは、今後新しいビジネスに繋がる可能性が大いにあると言えよう。どのような提携であっても、パートナーとしての他国の企業、またその国の企業には存在していない業務とか、主要技術を持ち込む必要がある。いずれ欧州全体が、仕事の発生を待つ他国間の提携企業からの封書の山で覆われる事だろう。

### 諸外国に求める市場の活路

スポーツ競技にしてもビジネスにしても、国内が駄目で海外に活路を見出すということは難しいことだ。欧州域内においても、言葉や文化が違い、法律も異なれば、難しい点は同様である。英国は、米国の企業にとって最も入り込みやすい市場と言える。なぜならば、言葉は同じで、慣習も似ており障壁は少ないからだ。日本の企業も米国と同じような見地から、英国内に事業所を設立してきている。しかしながら、英国と米国とでは建設における設計及び施工といった生産活動はやや異なる。英国では、アーキテクト、エンジニアといった職種は米国のそれに比べて、より詳細な建設行為まで扱っている。米国では、デザインやコンポーネントに関する規格が非常に少ない。そして一般的に建設材料は注文生産であるにもかかわらず、多くの在庫を抱えてしまっている。近隣諸国も同様ではあるが、英国の建設業界は、多数の中小建設業者とごく少数の大手建設会社で構成されている。

欧州の建設市場は競合が厳しい。そして断片化の傾向が強く地域依存型と言える。つまりベクテル、フロアー・ダニエル、ケロッグといったメジャーなエンジニアリング会社は別として、米国の大手建設会社が欧州の建設市場を齎かしているという事はほとんどないと言ってよいだろう。

### 地域依存型市場への理解

欧州建設市場の地域毎の自然秩序は、ドイツによって覆られていく可能性がある。ドイツという国は、統一以前の西独だけをとっても、実質的には11の異なる国々に分かれていたと言える。各々の開拓民族が、共通ルールとしての国の法律を互いに都合の良いように解釈して用いている、といった状況だ。東西統一によって、ドイツはさらに5つの別民族が加わったことになる。そして、国家がさらに各民族によって細分化された形のコミューン（Gemeinden）が、夫々に都市計画や建設に関して政策決定を行っている。



必然的に最大手企業を除いては、ほとんどの建設会社は、同一民族領域内もしくは、同一コミュニティ内に活動が集中する傾向が強くなる。ドイツでは建設需要も旺盛であるが、顧客が求める品質レベルも高く、業者に標準基準を誘導させるための厳しい規制も設けられている。こういったドイツの体質には、市場統合に関しては不利な面もあり、C I R I Aレポートの中で西独は以下のような指摘をしている。

『フランスでは全てが許されている。英国では、明らかに禁止されている事以外は、全てが許されている。しかしドイツでは、明らかに許されている事以外は、全てが禁止されている。』といった内容だ。

英国とフランスは、距離は30km程度しか離れていないにも関わらず、建設プロジェクトの調達方式は非常に異なっている。フランスにおけるアーキテクトの役割は、通常では概念設計の段階にとどまり、公共工事以外では、詳細設計や監理を行うということはまず有り得ない。アーキテクチャーは芸術と見なされているわけだ。実施詳細の機能は、エンジニアに位置づけられている。そして建築許可申請を行えるのは、アーキテクトだけとなっている。フランスの建設産業の持つ特殊形態として上げられるのは、ビュロー・デチュード（設計室）と呼ばれる組織の存在である。これは、コンサルタント業に繋がるような複数の専門性を持つエンジニアリングに似ているが、比較的大きな規模の組織のほとんどは、建設会社の完全な付帯機能とされている。ビュロー・デチュードは、詳細設計、調達、そしてプロジェクト監理といった面での責任を負っている。竣工図面の作成等も、通常は建設業者の責務の一つとされている。そういった点からして、英国や米国とは異なり、フランスでは、デザインとは施工に密着した活動機能となっている。

フランスでのプロジェクトの伝統的な調達方式は、請負契約の分離方式である。フランスの大手建設会社は、多種多様な専門組織を有している。請負分離方式が続けられている背景としては、フランスには中堅の建設業者がほとんど無いという点が上げられよう。また同時にこの方式は、フランスにおいては他国のコンサルタントや建設業者の介入を許さないことを意味している。

イタリアでは、プロジェクト発注のやり方は、極めて米国と類似している。イタリア経済社会においては、様々な場面で非公式性が強い。“黒ずんだ非公式経済”という言葉が、大方のイタリア社会の実態を象徴している。そういった環境にあって、建設プロジェクトでは、一般的にアーキテクトが

最高責任者として多くの権限を握っている。

スペインでも同様に、設計及び現場監理においてアーキテクトが強い権限を持つと同時に責任を負っている。また、スペインでは建築家が彼らの限られた業務範囲と特権を守ることに真剣である。というのは、スペインの特徴として建築家の世界がアーキテクトとテクニカル・アーキテクト（“アパレハドレス”と呼ばれる）に分割されているからである。アパレハドレスは、アーティスティックな部分の仕事はほとんどせずに、プロジェクトにおける技術的側面での責任を担っている。

### 中東欧における地域再建

中東欧では、再開発ニーズが極めて高い。しかし、地区の再整備意欲は益々高まってはいるもののなかなか開発着手の目途が立たない、というのが実情である。建設業自体も、新しいニーズに対応するためには、業態の転換が必要である。中東欧にはプロジェクトの概念とかマーケティング、あるいは本質的な競合などといったことは未だ存在し得ない。極度の通貨不足がもたらしたのは、様々な場面における物々交換取引きの拡大だけである。例を上げれば、チェコスロバキアは建設機材を供給する代わりに、石油を取得するという契約を旧ソ連邦のプトマイネ地方との間で交わし、イランとの間では建設材料と石油の物々交換を行っている。

民主化の流れによって、市民は自国の環境状況がいかに悍ましいものであるかを知った。環境の改善が彼らにとって新たな社会ニーズとして強さを増している。つまり、大気汚染、水質汚濁といった問題が、大きな社会問題としてクローズアップされているわけだ。中東欧は今後の方向として、通信システムとかインフラストラクチャーについては西欧の基準に従っていく必要があるだろう。交通インフラにしても、中東欧には標準化された道路、品質の高い鉄道システムなどというものはほとんど見られない。これらの交通インフラ整備に必要な資金について言えば、不毛と化した政府の財源には全く期待できず、通行料や使用料あるいは国際借款といった形での資金調達になろう。これから中東欧への進出を図ろうとする企業は、進出企業側で資金調達まで含めて計画する必要があるBOT (build-operate-and-transfer) 方式のようなやり方をとらざるを得ないであろう。

住宅建設についても、今後大幅に改善されなければならない。人々は、これまでの暗く人間性を配慮していない、プレハブで大雑把な造りの住宅には

強い不満を感じている。これは、住宅開発に関して中小のハウジング専門会社にもビジネス機会が存在している、ということでもある。しかし、問題は品質の確保だけでなく、資金をどうするかだ。

中東欧の設計業者や施工業者にもまた、考え方の革新が必要であろう。言い方を変えれば、経済の基礎に立ち戻る必要がある。これまでどのような政府管理下での割り当てによる材料供給方式といったやり方では、供給システムとして不適當である。建設業組織にしても、これまでは人数の膨れ上がった国家公務員組織の集合であり、目前に作業が発生しない限り誰も動こうとしないといった融通の利かないものであった。例えば、1987年当時ハンガリーには1000人以上の雇用者を抱えた建設業組織が59組織もあった。ちなみに、西ドイツでさえも1000人規模以上の建設業者は17社しかない。今後の流れとしては、優れた技術をベースにした、小型で効率的な建設業組織を築いて行かなければならないだろう。経済のグローバル化の中で、幾つかの海外の建設会社が既に中東欧諸国に事務所を設けている。具体的なところでは、ブダペストに事務所を持つ日本のシミズ、チェコスロバキアに事務所を持つ英国のポービスといったところだ。

しかしながら、中東欧諸国が実質的に市場経済に移行するのは、大変に難しいことだ。これまで国家組織であった建設業組織を民営化する動きの中で、労務宿舎の問題、学校の問題、休日を過ごす家の問題といった多くの社会主義の遺物が障壁になってくる。社会主義者の築いたシステムに対して以下の8つの表現が、今の中東欧の経済問題を象徴している。

失業者は居ないが、働く者も居ない。

誰も働かなくとも、全ての計画は満了する。

計画が満了しても、買うべき物は何もない。

買うべき物は何もなくても、何でも見付けられる。

何でも見付けられても、誰しものが盗む。

誰しものが盗んでも、何も盗まれたことにはならない。

盗まれたことにはならないが、誰も働こうとはしない。

誰も働こうとはしないが、そこには失業はない。

中東欧諸国の建設業者にとって今後必要なことは、ファイナンス、マネジメント、デザイン、そして特定のテクノロジーといった分野で本来の専門性を養うことである。

## 結 論

欧州はビジネス社会としては開かれた状態と言える。市場は大きく、数多くのビジネス機会が存在している。しかしながら、欧州が実質的に一つの統合された市場になっているわけではない。そこには言語や文化の違い、技術標準の問題等の多くの困難が存在している。欧州の地域的な特性は明確である。明確ではあってもそれを操作実験できるようなモデルは、残念ながらどこにも存在しない。

欧州における単一市場への変様は、決して今年1992年12月31日までに完了するものではない。むしろ期限を過ぎてからしばらく後に、さらに動的な動きが起きてくるものと思われる。欧州統合の動きは、まさに今始まったばかりなのだ。今後の欧州市場での進出を図ろうとする企業にとっては、まず現地の企業とうまくタイアップすることが必要であり、その上で現地市場に持ち込んで貢献し得る主要技術として、自らの組織が何を有しているかを認識しなければならない。将来とも建設産業において、プロジェクトを効果的に推進するための鍵は、ファイナンス、テクノロジー、そしてデザインといった基本的な分野における新たなアプローチに他ならない。

(担当 神山)

## II. 環日本海経済圏研究会より

今回は、外務省アジア局の武藤北東アジア課長による「朝鮮半島の政治・経済情勢」についての講演の概要を紹介する。

### 1. 日韓関係について

今年の1月16日から18日に宮沢総理が訪韓した。この訪韓においては、未来思考的なものにしようということと、国際情勢の議論を行なおうというのが大きな目的であったが、従軍慰安婦問題、経済問題等が出てきたため、対外的には従来のような懸案事項処理的な内容というイメージに捉えられたかも知れない。しかし、日本の首相の国会演説、共同記者会見、古都慶州訪問などはいずれも初めてのことであり、こういったところに未来思考的な日韓関係が現われている。

#### (1) 主要会談事項

○多国間協力……カンボジアの和平・復興について韓国側が積極的な協力関係を表明したことはこれまでにないことであり、日韓が国際的な視野に立ってあらゆる分野で協力していこうという意志の現われだと思ふ。

○北朝鮮核開発問題……万一、北朝鮮が核開発を行なっているならば、是が非でもそれを阻止しなければならないという意志の統一が図れた。

○日朝国交正常化交渉……当初、韓国はこれがどういった方向へ進んで行くのかと非常に気にしていたが、核の問題について確固たる方針の下にこれを進めているということが理解されるようになった。

#### ○その他PKO問題等

共同記者会見については、宮沢総理への質問が大半を占め、総理が日本の立場を説明したような形であった。宮沢総理から韓国の国民に直接言葉をかける機会があったことは、非常に有意義なことだと思ふ。

新聞などで報道された大きな問題としては、経済問題と従軍慰安婦の問題がほとんどである。

## ①慰安婦の問題

この問題の背景に反日感情があることは否定できない。ただ、反日感情も昔（20～25年くらい前）と比べるとかなり和らいできていると思う。昔は日本語を勉強しているというようなことはとても大っぴらにできなかった。例え相手が親戚の人でもである。日本人は見るのもイヤ、日本という言葉聞くのもイヤだった時代である。しかし現在は日本語の本や雑誌でも平気で電車の中や外で読むことができるし、日本語を話したからといって別段どうということはない。イヤという質が変わってきたのである。韓国の人々も日本との関係を良くしていかなければならない、交流を深めていかなければならない、それが相互のメリットになるということとはよく理解している。ただ、好きか嫌いかと聞かれれば”嫌い”と答えざるを得ないのである。このような反日感情はそう簡単に解決できるような問題ではない。特に今回の慰安婦のような問題が出てくると、一時的に反日感情がワッと高まる。いずれにしてもこの慰安婦問題は国民感情に触れるものなので、そのままほっておくことはできない。いずれかの時点で韓国の人々に理解を求めるようなことをせざるを得ないと思う。

## ②経済問題

80年代後半、三低現象下で、石油、金利、賃金が非常に安く、経済成長が著しい時代があった。ところが90年代に入って賃金の上昇、ウォンの切り上げ、技術開発の遅れなどから国際競争力の低下をまねき、輸出不振に陥った。このような状況も91年度に入ると回復し、91年度は8.5%という成長を記録、また92年度も7～8%の伸びが予測されている。ただ、この間輸出については相変わらず不振であり、この成長はほとんどが民間消費、建設投資等の国内需要によって支えられている。

91年下半期以降、不動産価格が安定化し、企業の投資需要も鎮静化してきており、市中金利も91年10月から改善の方向へ向かってきている。ただしこういった中で、現在韓国の人々は、物価の上昇に一番の不満を持っている。91年の消費者物価は9.7%も上昇している。これは、高賃金、天候不純による農産物の不作からくる値段の高騰等によるものである。

こういった経済状況を、韓国内ではかなり深刻に受けとめている。特に輸出の不振がその背景にある。しかし1980年代初めのG N Pマイナス成長の頃と比べると、マクロ的に見ればそう悲観すべき状況ではないという見解が、

韓国銀行の報告書で述べられている。だが、ミクロ的視野で見た場合、韓国経済は産業の転換期に来ていると言えよう。従来は国際貿易体制として、少品種多量生産でゴム、シャラに外貨の得られる中東やアメリカなどに進出していたが、今後は多品種少量生産へと移行してゆかねばならない。それには企業の能力向上のために、市場調査や製品開発、生産工程の管理、在庫販売管理などに力を入れていかなければならない。だが、このような企業体制に移行するにはまだかなりの時間が必要であり、韓国としてはその間、いかにASEAN 諸国や中国の追い上げに対抗していくかが当面の大きな課題であろう。

建設の状況について一言触れるならば、91年5月3日に発表された「91年度下半期経済運用方向」の大きな柱の一つに、“建設景気鎮静対策”というのがある。この背景には89年度以降、政府が打ち出してきた「住宅200万戸建設計画」や、中国との関係強化と経済的に遅れをとっている西海岸地域の発展を狙いとした「西海岸開発計画」などが建設ブームを巻き起こしたということがある。その結果、生産能力を超える景気過熱で、生産体系に無理が生じ、建設用資材を主とした物価の高騰、労働賃金の値上がりを招いたため、これを抑制しようというものである。

韓国の経済政策は往々にして景気を持続させることばかりに偏りがちで、何でもかんでもワーとやるといった、一種やみくも的なところがあり、朴政権下においてはそれが平均 8.9%というめざましい経済成長を遂てきた要因でもある。しかし、その副作用も大きく、その場その場で場当たりの対処をしてこなければならなかった。この建設景気鎮静対策もそのような性格をもっている。

### ③貿易問題

韓国側によると、91年1年間の貿易赤字は92億ドルであり、そのうち88億ドルが対日貿易赤字である。国内の景気対策としても輸出の振興は必要不可欠である。貿易赤字の原因の大半は韓国側にあることはよく理解しているのだが、日本にも大国としての度量を示して欲しいと言っている。つまり、米国との間であれだけのことをやったのだから、韓国についてもそれなりの配慮をして欲しいということである。近年、欧米との貿易摩擦も激しさを増し、数年前までは対米貿易で黒字を出していた韓国だが、昨年は赤字を出すまでになった。

こういう状況に伴い、日本に対して、市場開放の要求をしている。関税引き下げ、非関税障壁の問題、日本の複雑な流通機構、排他的取引慣行などの改善、技術移転の要求などである。

今年1月の宮沢総理訪韓において、具体的な要望が提出された。

- (a) 産業科学技術協力促進のための措置（日韓産業科学技術財団（仮称）の設置について）
- (b) 韓国製品に対する日本市場拡大
- (c) 環境協力
- (d) その他韓日貿易不均衡改善及び産業間交流協力推進に関する事項
- (e) 日韓経済人のフォーラム
- (f) 商社ステータス問題
- (g) 投資環境の改善、技術移転環境の改善

(a)～(d)については韓国側から提案されたものであるが、(e)～(g)は逆に日本側から韓国側に提案したものである。

これらの中で韓国側は(a)を最重要視している。韓国製品の国際競争力を高めるためには付加価値を高めなければならない。そのためには技術を導入しなければならないことになる。技術移転はこれまで民間レベルでいろいろと行なってきたが、ブーメラン効果を心配していたり、行政の過剰介入等があって、なかなか思うように進んでいない。したがって、民間だけに任せないで、官民協力して行なって欲しいというのが意図するところである。ただ、具体的内容については、これから6月にかけて詰めていくところである。

一方日本側からは、これまで民間レベルで経済的問題についてきちっとした話し合いが行なわれていないのではないかという観点から、民間経済人のフォーラム構成を、また、日本の市場へ輸出したいのであれば、日本の商社の市場開拓能力をもっと使うべきであるという主張を行なった。つまり、単に韓国からの要求を盛り込むだけでなく、韓国側の問題点を一つ一つ指摘し、それに対する対応も韓国側に求め、何が協力できるかを見極めたいというのが我々の考えである。

## 2. 韓国国内情勢

韓国は今年4つの選挙を控えている。3月24日の総選挙、6月には大都市と道に分けて広域地方選挙があり、年末には大統領選挙が行なわれる。これ



ら4つの選挙をどう乗り切っていくかが、韓国国内政治の大きな課題となっている。

民自党大統領候補としては、党内多数派の旧民正党系に有力な単一候補がないことから、旧民主党系の金泳三代表最高委員が有利と見られている。しかし、旧民正党系の中には独自候補擁立の動きもあり、いずれにしても目が離せない状況である。

盧泰愚大統領の最大の功績は、やはり全政権の強権政治から一転、民主化を推し進めたことであろう。しかし、その副作用も大きく、労働争議、スト、ひいては犯罪の増大を引き起こしている。だが、今後、民主化が定着するにつれて、これらは減少していくだろう。

その他の功績としては、韓国の国連加盟、北方外交の成功を挙げることができる。北方外交としては、旧ソ連との国交樹立、東欧諸国との関係改善、そして南北首相会談である。

### 3. 北朝鮮情勢

北朝鮮情勢は、はっきり言ってよく分かっていない。分かっている範囲で説明させていただきます。

現在、最も注目されているのは、金正日書記への権力継承問題である。

1970年代の始めに後継者として決定してから、約20年かけて継承の準備を進めてきている。

先ず行なったのがその基盤作りであり、1973年に三大革命小組の指導者に金正日を据えた。これは特に国内建設を進めていく上で中核となるグループである。1980年には党内No.2の地位へつき、1986年頃から実際の指導を行なうようになった。

金正日の最大の弱点は、カリスマ性が足りないことである。そこで、金日成一族の神格化が行なわれてきているわけである。例えば、北朝鮮で聖地とされている白頭山が金正日の生地であると捏造したり、白頭山の峰を“正日峰”と名付けたりした。

もう一つの弱点は、これまでずっと党内でのみ活動をしてきたため、政府の人間として表にはなかなか出て来ていないことであり、また、軍歴もないので、個人としては軍に対しても抑えが利かないのではないかと思われる。そこで、人民武力部に紅振宇という人物を立てて、実際、彼を通じて軍を抑えているというのが実情である。

ただ、権力抗争だけを見ても、1950年代、60年代には、金日成は反対派をどんどん粛清しており、1970年には組織的対立グループはほとんど存在しなかった。その間に、権力層には親族とか因族をどんどん起用し、党の政治局員、書記など、かなりの部分を一族郎党が占める体制にすでになってきている。そして最近の北朝鮮の指導部は、マンケイダイ革命学院とか、金日成大学の出身者とか、党組織の活動歴を持った人たちのいわゆる革命第二世代が指導層にどんどん出てきており、これらの人々がいずれも金正日の支持者となっているため、党と政権の中の基盤は非常に固まってきていると言えよう。

しかし、ここに来て一番大きな影響を北朝鮮に与えているのは、旧ソ連、東欧の激変であり、特に一番懸念しているのは、ドイツ式の吸収合併統一である。これを抑えるために、非常に神経を使っており、思想の引き締めのため、東欧へ留学していた者を帰国させたり、ラジオの受信周波数を固定化してしまったりしている。私的な旅行も規制しており、特に平壤への旅行は厳しく規制している。どういふのも、平壤は北朝鮮の中でも異常に発展した、独特の都市であり、なるべくそのようなところは見せないようにしようというのである。

他方外交面で見ると、最近、外交の転換ということも言われている。以前ハンガリーが韓国との国交を樹立した際、北朝鮮はそれまで大使レベルで人材を派遣していたのを、代理大使に格下げしたようなこともあったが、それ以降、東欧諸国が韓国と国交を樹立しても、今まで通り大使を交換したり、その国の指導者へ祝辞を送ったりして、現実的な関係を保っている。

また、西側諸国との関係改善にも積極的になっており、特に米国や東南アジア、日本に対して国交を正常化しようとしている。

北朝鮮は東欧などと比べて、非常に周辺の影響を受けにくい状況にある。一つには思想の統一が非常に強力であること、また、ソ連の影響が比較的少ないこと、金日成首席に対する尊敬の念が異常に高いことが挙げられる。私的見解であるが、北朝鮮にとって一番の防波堤となっているのは、中国である。中国が今のまま社会主義体制を堅持してくれるのかどうか、北朝鮮にとって最も気になるところであろう。特に北朝鮮と中国の国境沿いの中国側には、朝鮮民族という人たちが、何百万人と住んでおり、現在でも北朝鮮との行き来が結構あるので、ここから崩れると相当大きな影響があるのではないかと考えられる。

## (1) 最近の北朝鮮の経済状況

一般的に、北朝鮮のGNPは韓国の1/10で、一人当たりGNPは韓国の1/5と言われているが、果たしてそこまで落ち込んでいるのかどうか、私自身疑問に思っている。

北朝鮮の農林水産業は、全産業の27%を占め、韓国の3倍である。北朝鮮の経済情勢がこれだけ苦しくなってきたのは、社会間接資本整備の遅れ、設備の老朽化、技術水準を高められなかったことが原因と考えられる。

金日成首席の今年の新年の辞によると、「経済については、食・衣・住が大切である。食衣住については、すべての国民が共に白米と肉スープを食し、絹織物を着て瓦屋根の家で暮らす、定期的な念願を実現することが、当面の目標である。」と言っている。これは、30年前のものとはほとんど変わりなく、ただ、30年前は食・衣・住ではなく、住・食・衣の順番であったことが異なるだけである。このことから、北朝鮮の経済的苦しさを窺い知ることができるように思う。北朝鮮経済困窮の根底にあるのは、外貨不足、対外債務、軍事費負担の増大である。1984年には合弁法を施工し、外貨獲得に勤めようとしたが、実際にはほとんど機能していない。また、昨年11月に豆満江流域のラジンとチョンジン自由貿易地域に指定し、豆満江開発に乗り出した。この地域は、北朝鮮と中国、ロシアの国境地帯であり、各国の参加が期待されているが、ロシアはウラジオストク開発との関係もあり、今一つ態度がはっきりしていない。日本もオブザーバーとして参加しているが、日朝国交正常化交渉との関係もあり、ODAもこの地域には到底まだ出ない状況であり、いまのところ静観している。ただ、豆満江開発自体、マスタープランもまだできておらず、これから具体策を立てようという段階である。したがって、まだかなり先のプロジェクトであろう。

私自身最近感じるのは、昔と比べると割と政権批判をする数が増えてきたような気がする。表立った反政府活動というものは依然として見られないが、密告というようなことも次第に減りつつあるようだ。これは、旧ソ連や東欧の国々から新しい情報が入ってきているためと思われる。また、ブラックマーケットも次第に出現してきつつあるようである。ただ、これらは全くの未確認情報であることを強調しておきたい。

## (2) 日朝交渉

これまでの日朝交渉で、問題点は明確になってきたと思う。ただ、一番難

しい問題点は依然として残されている。例えば、基本問題として、条約効力の問題、これは1910年、日韓併合条約の有効、無効の取り扱いに関する問題である。又、管轄権の問題、経済問題としては補償問題がある。その他、日本人配偶者の問題、在日朝鮮人の問題、外国人登録証常時携帯の問題、李恩恵問題等、数多く残されている。これら多くの問題の中で、我々が最も重要視しているのは、やはり核開発の問題である。

北朝鮮は1985年12月に核兵器不拡散条約に加入した。この条約の締結国は加入後18カ月以内にIAEA補償措置協定を無条件に締結する義務があるが、北朝鮮は、在韓米軍核兵器の撤退、南北同時査察の実施などを条件に、補償措置協定の締結を遅延させてきた。そもそも、不拡散条約というのは、これまでの核保有国以外の国は、全く無条件に補償措置協定を締結し、これを履行する義務があるのだが、こういった条件をつけてくること自体、すでに条約に違反しているのである。

北朝鮮側は、昨年6月の時点で、9月になったら協定に署名すると言っていたのだが、結局9月のIAEA理事会でも署名しなかった。又、さらに昨年9月のブッシュ大統領の核軍縮イニシアチヴにより、朝鮮半島を含め、全世界から地上・海洋発車の戦術核兵器を撤去する方針を発表したときも、北朝鮮側は全ての核兵器を撤去しなければならないとか、その場合も南北同時査察が条件であると主張した。

91年11月、盧泰愚大統領が、非核化宣言を打ち出し、再処理施設は保有しない、核についても貯蔵、製造、実験も行なわないと宣言した。12月には、IAEAの査察とは別途に、南北同時査察を行なおうと提案した。これら一連の動きを踏まえて、昨年12月31日に「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」案文の仮署名が行なわれた。これは1月20日付けで署名が行なわれ、2月19日の第6回南北首相会談において発効することになっている。この首相会談で「南北核統制共同委員会」について合意に達しようということだったが、北朝鮮側はそれに乗ってこなかった。さらに、「南北核統制共同委員会」を組織するに当たって、代表団の折衝を行なっているわけだが、韓国側は委員会の構成や運営に関して合意書を作成しようとする主張、南北同時査察についても具体的な手段や手続きについて規定を作成しよう、又試験的に数箇所を決めて査察を行なおうと提案したのに対し、北朝鮮側は非核化共同宣言を実践に移すためには具体的な履行対策を立てなくてはならないので、別途の合意書を採択しなければならない、外部からの核の脅威を共同で阻止する

ための対策を立てなければならない、試験査察については反対するといった具合であり、ここ1箇月程の動きを見ると、核問題に対してかなり後ろ向きになってきていると言わざるを得ない。

### (3) 南北関係

現在まで合計6回の南北首相会談が開催されているが、第3回目まではほとんど進展がなかった。第4回目に「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」を作成することに合意した。

これを見ると、北朝鮮がかなり譲歩的な姿勢に転じてきたと受け取ることもできる。ただ、これらの具体的運営については、分科会を設けて行なうことになっており、政治分科会、軍事分科会、交流・協力に関する分科会の3つで話し合われることになっている。

2月19、20日に行なわれた第6回首相会談では、北朝鮮側から、合意書が発効したからには外国軍隊は撤収すべし、又在韓米軍との合同軍事演習を完全に中止すべき、韓国の国家保安法の撤廃要求などの意見が飛び出し、交流・協力を行なう前に、これらについてはっきりする必要があると言ってきた。もともと、交流・協力を目指して始められた南北首相会談であるが、このように具体的内容について議論する時になると、なかなか困難を極めるという状況である。

韓国の盧泰愚政権にとって、南北関係の改善は重要な政策の一つであり、これをおろそかにすることはできない。しかし一方で国内には、核の問題を据え置きにしたままで交流・協力の話しばかりを進めてよいのかとの批判もあり、対応に苦慮している。

北朝鮮にとっても問題はある。南北交流は北朝鮮にとって西側諸国との交流の第一歩であり、経済援助の面からも、非常に期待しているところである。ただ、南北交流があまり活発になってくると、却って分たちの弱さを露呈してしまうことにもなりかねず、難しいところである。

(担当 南條)

### Ⅲ. ニューヨーク事務所から

今回は、リセッションの影響を受け、深刻な不況下にある米建設業の実態と、現在増えつつある環境保護を目的とした建設工事の禁止をめぐる訴訟に関する2例のレポートを紹介する。

#### —— 建設業の失業率上昇 ——

(AGC発行 Constructor 2月号)

リセッションの影響を受け、建設業は、この2年間景気後退を続けている。

建設業の支出額は1990年2月の4,661億ドル(年率・季節調整済)をピークに減少を続け、1991年11月では、4,063億ドルとなり、この間12.8%の減少となっている。中でも非居住者用建築の減少が目立っており、1990年7月のピーク時に比べ1991年11月では30%も減少している。特にオフィス建築の落ち込みが目立っており、1989年3月の311億ドル(年率・季節調整済)から1991年11月の172億ドルと44.7%の減少となっている。

このように建設支出額の減少は、建設業の従事者を減少させる大きな要因であり、1990年2月の建設業従業者5,368,000人が1991年12月には4,596,000人と急減し、1985年以来最低の数字を記録しており、この約2年間で772,000人の人が職を失っている。また、この間の全産業の失職者数1,463,000人の52.3%を占めている。

1991年12月の建設業の失業者は16.3%で、全産業の失業率7.1%を大幅に上回っており、建設業従事者の全産業に占める割合は4.2%であるにもかかわらず、建設業が失業者数の全産業の失業数に占める割合は11.3%と大きなシェアを占め、建設業の不況の深刻さを如実に物語っている。

(担当 大八木)

政府はどこまで環境を保護できるか、またその際に発生する費用負担をだれがすべきか。今、環境保護を目的に私有財産の使用を制限できる州法の合憲性が連邦裁判所で争われている。

これは Lucas V. South Carolina Coastal Council である。ルーカスは、サウスカロライナの海岸沿いにある土地を約 100 万ドルで購入、これを自宅用と販売用に開発する計画を持っていた。ところがサウスカロライナ州政府の海岸用地審議会は、住宅建設により海岸の浸食が進み、数十年後には土地そのものが海に沈む恐れがあるとして、ルーカスの土地取得後に制定された海岸保全法に基づきこの建設工事を禁止した。ルーカスは、正当な補償を求めて訴訟を起こしたものである。

第一審裁判所は、ルーカスの訴えを認めて州政府に 1.25 百万ドルの支払いを命じたが、州上級裁判所は保護区での建設工事の禁止は州政府の正当な権力の行使であるとしてルーカスの訴えを退けた（ルーカスは補償を求めただけで、州法の有効性を争っていないことも敗因）。ルーカスは、この州法は合衆国憲法修正 5 条 (Private property should not be taken for public use without just compensation) に違反しているとして連邦最高裁判所に上告して、現在審議している。

ルーカスと同じように、私有財産の制限に対してその補償を求めて現在裁判所で争われているケースが増えている。環境保護を目的に陸軍工兵隊から開発の差し止めを受けた業者が 2.6 百万ドルの補償を求めた Loveladies Harbor Inc. V. U.S., プエルトリコのマングローブ森林保護区内での大規模開発許可を拒否された業者が合衆国憲法修正第 14 条の適正手続 (Due process) 違反を訴えている PFZ Properties Inc. V. Rodrigues などである。

原告勝訴は、各州で環境規制を受けている人々に訴訟のチャンスを与えることになるであろうし、原告敗訴は連邦・州政府の環境保護対策に一層の拍車をかけることになる。ルーカス裁判に注目したい。

(担当 久保田)